

EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究

(平成31年度予算額 57百万円)
令和2年度要求額 81百万円

■ 背景

- 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を教育政策の遂行に当たり特に留意すべき事項の一つとして位置付け。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、教育政策におけるエビデンスに基づくP D C Aサイクルの確立に向けた取組を進めることを記載。
- 「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成29年5月）において、政府全体に対してE B P M（証拠に基づく政策立案）推進体制の構築や統計改革の推進に資する対応を求めている。

■ 目的

- 文部科学省・地方公共団体における**教育政策立案や学校におけるマネジメント改革が客観的な証拠（エビデンス）に基づき実施**されるための取組を促すことにより、**我が国全体の教育行政の変革及びE B P Mの推進に資する。**
- このため、**国、地方公共団体、学校などが活用可能な教育分野のエビデンス開発を進める**とともに、当該エビデンスの一層の活用^①に資するため、**現行調査の改善・充実に向けた基盤を整備**する。

■ 取組内容

(1) 検討委員会の開催等

教育分野におけるEBPMの基本的な在り方に関する検討や地方公共団体におけるEBPM推進に向けたコンソーシアム構築を進める。

(2) 調査の改善に資する取組

学校番号等のコード統一をはじめ、文部科学省が実施する各種の調査に係るデータ構造の整備に向けた検討を進めるとともに、統計調査の適正な実施及び改善に向けた職員のリテラシー向上のため、研修や指導助言の機会の充実を図る。

(3) 客観的な証拠の開発に資する取組

○ 学生調査の実施等

全国の大学生を対象とし、学生が在学中に身に付けた能力や付加価値の見える化(学修成果の可視化)に資する調査を実施する。

○ 教育分野におけるE B P M推進に資する調査研究

エビデンスの収集、効果の専門的・多角的な分析及び施策への反映等、EBPMを推進するための多角的な調査研究を実施する。

○ 省内外の垣根を超えた人的ネットワークにおいて、地方公共団体の先進事例を参酌しつつ、様々な教育関係者にとって有用なエビデンスの創出に向けた検討を行う。

○ 調査・分析に係る基盤を整備し、異なる調査のデータを用いた横断的分析などを実現することにより、当該分析から新たなエビデンスが創出される。

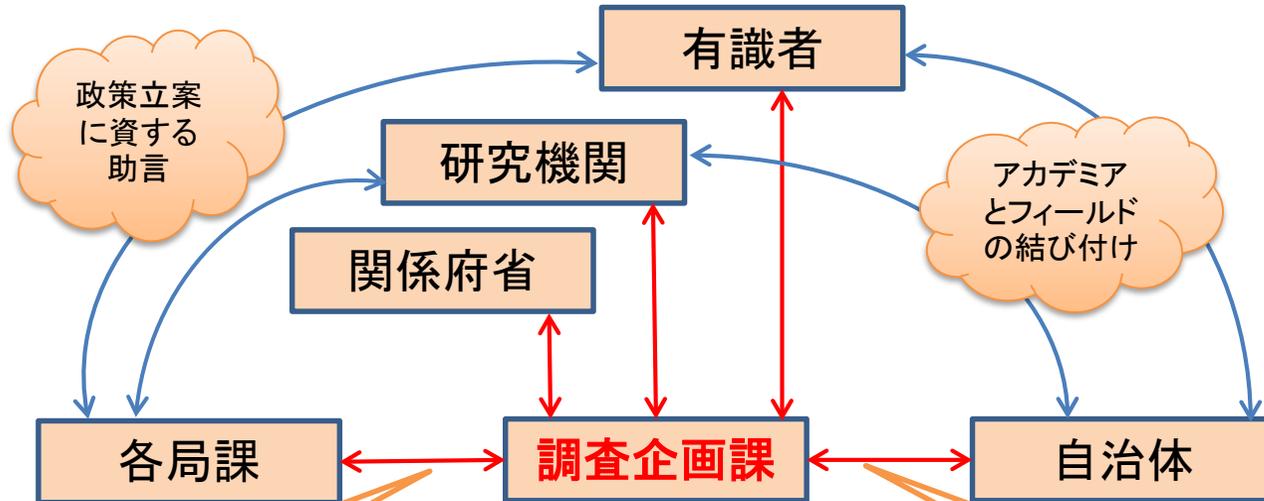
○ 国・地方公共団体・学校など様々な主体が活用できるよう、大学生の在学中の学修成果の状況をはじめとする多様なエビデンスを創出する。

■ 目指す成果

- エビデンスに基づくマネジメント改革を通じた、全国における教育行政の変革の推進
- あらゆる学校・教育行政関係者が活用可能なエビデンスの創出
- E B P M推進を通じた教育振興基本計画が示すP D C Aサイクルの確立

教育分野におけるEBPM推進体制の構築(イメージ)

①エビデンスの整理等に資する体制整備、②省内各局課に対する協力・助言、③自治体との連携を通じた文科省の統計・調査の改善を通して教育分野におけるEBPMの推進体制の構築を図る。



②各局課への協力・助言

- ・ 適切な調査手法に係る助言
- ・ ロジックモデルの作成助言 等

①エビデンスの整理及び体制整備

- ・ 学校コードの統一
- ・ データ構造の見直し 等

③自治体との連携

- ・ 教育に関する課題のすり合わせ
- ・ 自治体の好事例の共有 等

調査データベースのイメージ

- ・学校コードの統一やデータ構造の見直し等を通じて、集計されている統計調査データ等を元に自治体別に様々な調査等を横断する形でデータセットを作成できる環境を整備
- ・2022年より稼働予定の新調査システムにおいて当該データの出力機能を実装予定

	調査①		調査②		調査③		調査④		...
	項目ア	項目イ	項目ウ	項目エ	項目オ	項目カ	項目キ	項目ク	...
自治体A	×	◎	×	●	×	□	△	○	...
自治体B	×	△	□	◎	◎	○	×	○	...
自治体C	◎	□	●	◎	△	◎	◎	×	...
自治体D	○	●	△	○	△	×	○	◎	...
自治体E	△	×	◎	△	●	□	◎	△	...
自治体F	×	×	□	×	◎	◎	○	●	...
自治体G	□	×	×	◎	●	×	◎	△	...

(自治体Bのデータセット)

- ① 文部科学省において、BIツール等を活用して当該データを横断的に分析することによって、単独の統計調査等では得ることができない新たなエビデンス(横断的データの経年比較、調査間の項目の相関等)の創出を可能にする。
- ② 希望する自治体に対して個々のデータセットを提供し、当該自治体のPDCA確立に活用。

全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与について

1 データ貸与の趣旨・目的

- 国は、学校教育の成果や課題を適切に分析・説明する観点より、これまでは、個票データ等については文部科学省や国立教育政策研究所の委託研究で活用。
- 委託研究以外にも、大学等の研究者による多様な学術研究における分析や、公的機関の職員等による教育施策の改善・充実に資するため、H29年3月にガイドラインを策定し、個票データ等を積極的に貸与。

2 個票データの貸与にかかる審査について

- 有識者会議による審査(非公開)を経て、文部科学省が貸与の可否を決定。

審査のポイント

- ✓データの利用・研究の目的 : 学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるものであるとともに、
 - ◆我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善
 - ◆我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること 等※序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮する観点から審査
- ✓データの適正な保管・管理 : 利用者や利用場所等が限定されていること(外部委託の有無を含む)及び情報セキュリティ対策が組織的に行われていること 等

3 目的に応じた2つのデータを貸与

◆個票データ

- ・ 集計結果データ(もっとも詳細なデータ)。児童生徒の解答用紙番号ごと又は学校コードごとに、各教科の正答数等の解答状況や質問紙の回答状況等を一覧化。
- ・ 年に2~3回程度、申請→審査→貸与を実施。有識者会議による審査あり。

◆匿名データ

- ・ 個票データから一定割合(10%程度)を抽出し、安全性に配慮して匿名化のための処理済み。
- ・ 随時貸与。有識者会議の審査は省略可能。

<貸与の体系>

貸与目的	申出者の範囲
学術研究の発展に資するもの	公的機関や大学等に所属する研究者
公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	公的機関に所属する常勤の役員又は職員
データ分析等に係る教育を大学等で行うもの(匿名データのみ貸与)	大学等の教員(授業科目等に責任を有する者)

4 平成30年度の動向

- 平成30年10月 第1回 個票データの利用申出(7件) ※匿名データの利用申出(1件)
- 平成30年11月 有識者会議による審査
- 平成30年12月 貸与開始
- 平成31年1月~ 第2回 個票データの利用申出・有識者会議による審査

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン改定のポイント

改定の基本方針

○現在、文部科学省において、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与を実施しているところ、今後EBPMを推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元を促進しつつ、今後も「全国学力・学習状況調査」を円滑かつ適切に実施していく観点から、今般以下のとおり改定することとする。

○なお、個票データ等の貸与は文部科学省が主体となって実施しているものであるが、貸与実績(研究等の概要・所属機関・申出者・利用期間・データの適正管理措置等)及び利用実績(研究等の成果)については、参考として、設置管理者に連絡することとする。

主な改定内容

(1) 設置管理者名・学校名等の公表の一律禁止

○設置管理者名・学校名を明らかにしたデータを貸与する場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
(=同意が得られなかった設置管理者名・学校名については、該当部分をマスキングして提供)

○研究等の成果の公表において、設置管理者名・学校名を明らかにする場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
(=設置管理者の同意があれば、設置管理者名・学校名を公表することも可能)

○個票データを貸与するにあたっての設置管理者の事前の**同意は不要**。
(=マスキング処理を施すことなく、全て提供)

○一方で、研究等の成果の公表において設置管理者名・学校名を明らかにする形での公表は、**しないこととする**。

※現行、データ貸与する場合に事前同意を得られているのは全体の30%程度に留まっているため、正確な分析ができず、教育データとして広く活用されるものとは言い難い状況。(設置管理者名・学校名は、他データと照合する際のキーとして学術研究に必要とされる。)

※貸与データは、計量分析等を通じて全体の傾向・特徴・原因を分析するために使用することを想定している(固有の設置管理者名・学校名を明らかにすることを目的として使用するものではない)ため、特定の自治体や学校に着目した事例研究は、本貸与制度の対象とはしない。

(2) ペナルティー規定の新設

現行のペナルティー規定の中に、設置管理者名・学校名を公表した場合に関する規定なし。

以降の個票データの貸与を一切禁止。

(必要に応じて、利用者及び所属機関名の公表、同一所属機関に属する他の利用者への貸与禁止の措置あり。) ※匿名データについては一定期間貸与禁止

(3) 審査基準の明確化

審査基準において、特に重点的に審査すべき点が不明確。

審査基準で、**以下全てが確認できることを明確化**。

- ・児童生徒の学力や学習状況等の改善又は教育施策の改善を目的としている
- ・序列化や過度な競争が生じないように十分配慮している
- ・設置管理者名・学校名を公表しない旨を了承している
- ・分析の目的及び方法が個人を識別するものでない

(4) 他データとの照合

他データとの照合は**原則禁止**。

照合の内容及び必要性が合理的であれば認める。

※研究データとして学力調査を用いる際には、基本的に他の行政情報等との照合が想定されている。

(参考)その他、手続き(手順・提出書類・様式)の簡素化等も実施。

目標(7)グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

【測定指標】

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFR※のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高校生の割合を5割以上にする。

※「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表した。

○英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から，外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化をはじめ小・中・高等学校を通じた外国語教育の更なる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するため，教材・指導資料の配布，外国語（英語）コアカリキュラムの活用などの，教師の養成・採用・研修の一体的な改善，特別免許状の活用を含む専科教員や外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など，総合的な支援を行う。
- ・ 各都道府県等の「英語教育改善プラン」の策定を引き続き要請し，文部科学省ホームページに掲載するなどして計画的な取組を促すとともに，英語教育実施状況調査等を通して，継続したフォローアップを行い，PDCAサイクルを確実に構築することにより，生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。